

## <裁判員制度調査報告 第29次報告>



裁判員ネット  
あなたが変わえる裁判員制度

2024年5月7日

一般社団法人裁判員ネット

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-3 NAビル4階  
東京千代田法律事務所内 裁判員ネット事務局  
Mail: [info@saibanin.net](mailto:info@saibanin.net)

## 目次

はじめに .....	P1
裁判員制度調査報告 .....	P2～P6
1 裁判員の選任状況 .....	P2
2 裁判員裁判における判決 .....	P3

## はじめに

裁判員制度がスタートしてから15年が経とうとしていますが、これまでに裁判員や補充裁判員を務めた人は12万人を超えました。しかし、全国の様々な場所で市民が裁判に参加しているにもかかわらず、その経験が社会で十分に共有され、活用されているとは言えません。多くの一般市民にとって、日常的に裁判員制度を意識する機会は殆どないと言ってよく、自分には関係ない制度と考えている人も少なくないのではないのでしょうか。

裁判員裁判を行うことの意義があるとするれば、それは市民が「主体性」をもって司法に参加できたときです。裁判員を務めた人の経験が広く社会に共有され、裁判員になったことのない人も、ひとりの市民として制度や裁判の在り方について考えられるようになったとき、初めて市民が主体的に司法に参加していると言えるのではないのでしょうか。

裁判員ネットでは、これまでに300人を超える市民モニターとともに600件以上の裁判員裁判のモニタリングを行ってきました。この活動から、いつか裁判員になるかもしれない市民が、裁判員制度や市民参加といったテーマを身近なものとして捉え、自分に関わりのある問題として真摯に向き合うことの大切さを実感してきました。

この報告書が、皆さんとともに裁判員制度や市民参加について知り、考えていくための一助となれば幸いです。

# 裁判員制度調査報告

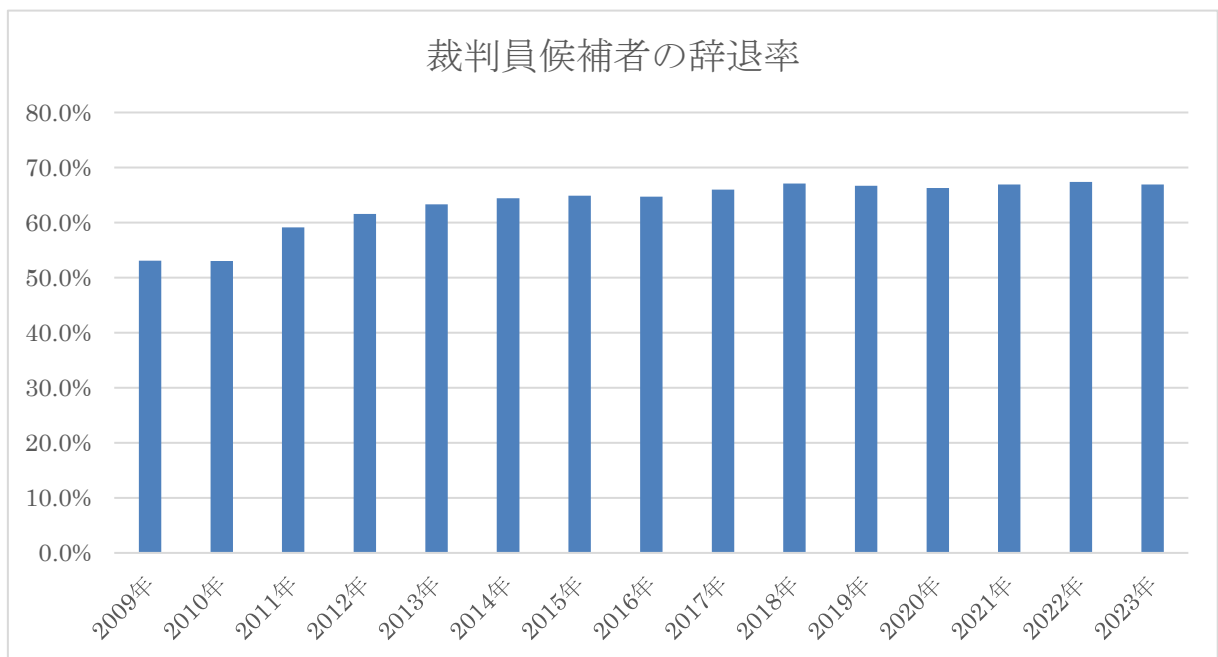
裁判員制度が2009年5月21日に始まって15年が経とうとしていますが、この間に、裁判員候補者は400万人を超え、そのうち12万人以上が裁判員又は補充裁判員として実際に刑事裁判に参加しました。

このように多くの市民が重大な刑事事件を取り扱う裁判員裁判に参加してきましたが、その中で市民の視点から見えてきた課題もあります。本稿では、最新のデータから制度の運用状況や課題について考えると共に、2023年12月以降の主なトピックを紹介していきます。

## 1 裁判員の選任状況

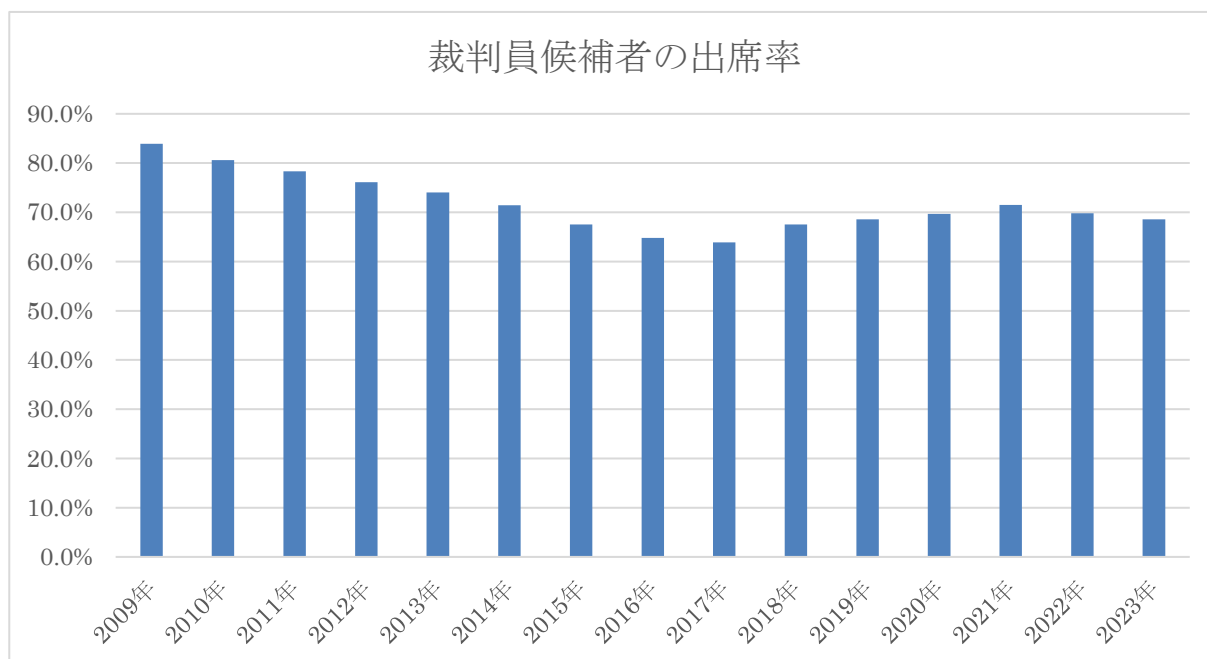
裁判所の取りまとめ<sup>1</sup>によると、制度施行から2024年2月末までの間、全国60の地方裁判所（10支部を含む）において92,557人が裁判員を経験し、31,460人が補充裁判員を経験しています。

選任手続についてみると、選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた裁判員候補者の割合（辞退率）は、制度開始時（2009年）の53.1%から上昇しており、2021年は66.9%、2022年は67.4%、2023年は66.9%となっています。



また、質問票等で事前には辞退が認められず、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者の出席率は、制度開始時（2009年）の83.9%から低下しており、2021年は71.5%、2022年は69.8%、2023年は68.6%となっています。

<sup>1</sup> 裁判員制度の実施状況について（制度施行～令和6年2月末・速報）



呼出しを受けた裁判員候補者は、選任手続期日に出頭しなければならず（裁判員法 29 条 1 項）、正当な理由なく出頭しない場合、10 万円以下の過料に処される可能性があります（裁判員法 112 条 1 号）。しかし、現時点で、出頭しない裁判員候補者が過料に処せられたという発表、報道はありません。

辞退率が上昇し、出席率が低下している現状は、司法への市民参加が目的である裁判員制度の根本に関わる問題です。引き続き、これらのデータに注目していきたいと思います。

## 2 裁判員裁判における判決

### (1) 裁判員裁判での判決人員

裁判所の取りまとめによると、2024 年 2 月末までに裁判員裁判で判決が言い渡された被告人（終局人員）は 16,387 人で、その内訳は、15,870 人が有罪、157 人が無罪、17 人が家庭裁判所への移送（少年法 55 条による家裁移送決定）、343 人がその他（免訴、控訴棄却、移送等）となっています。

裁判員裁判で扱われた事件の罪名別人数は、殺人が 3,785 人で最も多く、次いで強盗致傷が 3,445 人、以下、現住建造物等放火が 1,551 人、傷害致死が 1,532 人、覚醒剤取締法違反が 1,466 人と続いています。

### (2) 裁判員裁判と死刑判決

裁判員裁判では、一般市民から選ばれた裁判員が、有罪無罪の判断だけでなく、量刑の判断も行います。裁判員裁判の対象となるのは、法定刑が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件などの一定の重大な犯罪です（裁判員法 2 条）。例えば、殺人罪、強盗致傷罪、現住建造物等放火罪、危険運転致死傷罪等が対象となります。そのため、事件によっては、裁判員も死刑の判断に関わることになります。

裁判員ネットの調査によれば、2024年4月30日時点で、裁判員裁判において死刑が求刑された事件は全国で68件あり、そのうち47件で死刑判決がなされています。

(裁判員裁判で死刑が求刑された事件 2024年4月30日現在)

	一審判決日	事案	一審		控訴審	上告審
1	2010/11/1	殺人罪	東京地裁	無期懲役	—	—
2	2010/11/16	強盗殺人、死体損壊罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
3	2010/11/25	殺人罪等	仙台地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
4	2010/12/8	殺人罪	宮崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
5	2010/12/10	強盗殺人罪等	鹿児島地裁	無罪	被告人死亡 公訴棄却	—
6	2011/3/15	強盗殺人罪	東京地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
7	2011/3/25	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
8	2011/6/17	殺人罪	横浜地裁	死刑 (執行)	取下げ	—
9	2011/6/21	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
10	2011/6/30	強盗殺人、現住建造物等放 火、強盗強姦罪等	千葉地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
11	2011/7/20	殺人罪等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
12	2011/10/25	強盗殺人、強盗殺人未遂罪等	熊本地裁	死刑 (執行)	控訴棄却	取下げ
13	2011/10/31	殺人、現住建造物等放火罪等	大阪地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
14	2011/12/6	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
15	2011/12/27	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
16	2012/2/24	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
17	2012/3/19	殺人、窃盗罪	鹿児島地裁	無期懲役	—	—
18	2012/4/13	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
19	2012/11/6	強盗殺人、殺人等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
20	2012/12/4	殺人罪等	鳥取地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
21	2012/12/12	殺人罪	大阪地裁	無期懲役	控訴棄却	取下げ
22	2013/2/14	強盗殺人、強盗強姦、死体 損壊・遺棄罪等	岡山地裁	死刑 (執行)	取下げ	—
23	2013/3/13	強盗殺人罪等	広島地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
24	2013/3/14	強盗殺人罪等	福島地裁郡山支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
25	2013/6/11	殺人、現住建造物等放火罪等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
26	2013/6/14	殺人、脅迫罪等	長崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
27	2013/6/26	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却

28	2014/3/10	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
29	2014/9/19	強盗殺人、死体遺棄等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
30	2015/2/20	強盗殺人罪等	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
31	2015/6/26	殺人罪等	大阪地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
32	2015/7/28	殺人、現住建造物等放火罪	山口地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
33	2015/12/15	強盗殺人罪	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
34	2016/2/5	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	—	—
35	2016/3/18	殺人罪等	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
36	2016/7/20	強盗殺人罪	前橋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
37	2016/10/3	殺人罪等	福岡地裁小倉支部	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
38	2016/11/2	殺人罪等	名古屋地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
39	2016/11/24	強盗殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
40	2016/12/14	殺人罪等	岐阜地裁	無期懲役	—	—
41	2017/3/22	殺人、銃刀法違反罪	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
42	2017/8/25	殺人、詐欺罪等	甲府地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
43	2017/11/7	殺人、強盗殺人未遂罪	京都地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
44	2018/2/23	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁	死刑	控訴棄却	取下げ
45	2018/3/9	強盗殺人罪等	さいたま地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
46	2018/3/22	殺人罪	横浜地裁	死刑	控訴棄却	取下げ
47	2018/7/6	殺人、強制わいせつ致死等	千葉地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
48	2018/7/20	殺人罪等	横浜地裁	懲役23年	破棄差戻し	上告棄却
※1	2021/9/3	殺人罪等	横浜地裁(差戻審)	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
49	2018/8/6	殺人罪	佐賀地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
50	2018/11/8	殺人、逮捕監禁致死	神戸地裁姫路支部	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
51	2018/12/19	殺人罪	大阪地裁	死刑	取下げ	—
52	2019/3/8	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	破棄差戻し	上告棄却
〃		強盗殺人罪	名古屋地裁(差戻審)	死刑	控訴棄却 ※2	—
53	2019/3/15	殺人・逮捕監禁致死罪等	神戸地裁姫路支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
54	2019/11/8	殺人・強盗致死傷等	甲府地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
55	2019/12/4	殺人罪等	新潟地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
56	2019/12/13	殺人罪	福岡地裁	死刑	控訴棄却	上告中
57	2020/3/18	殺人罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
58	2020/12/11	殺人、死体遺棄	鹿児島地裁	死刑	控訴中	
59	2020/12/15	強盗・強制性交殺人、死体損壊、死体遺棄	東京地裁立川支部	死刑	取下げ	

60	2021/3/5	強盗殺人罪等	富山地裁	無期懲役	破棄差戻し	上告棄却
”		強盗殺人罪等	富山地裁	審理中		
61	2021/6/24	殺人、道交法違反	福岡地裁郡山支部	死刑	無期懲役	上告中
62	2021/6/30	殺人、非現住建造物等放火	水戸地裁	死刑	控訴棄却	上告中
※3	2021/8/24	殺人、組織犯罪処罰法違反	福岡地裁	死刑	無期懲役	上告中
63	2021/11/9	殺人、殺人予備	横浜地裁	無期懲役	控訴中	
64	2022/11/18	殺人、強制わいせつ致傷	新潟地裁	無期懲役	控訴中	
65	2022/11/29	殺人罪等	大阪地裁	無期懲役	控訴中	
66	2024/1/18	殺人、現住建造物等放火罪等	甲府地裁	死刑	—	—
67	2024/1/25	殺人、現住建造物等放火罪等	京都地裁	死刑	控訴中	
68	2024/2/15	殺人、現住建造物等放火罪	神戸地裁姫路支部	懲役30年	控訴中	

(網掛けの32件は死刑判決が確定)

※1：差戻審は無期懲役求刑

※2：被告人死亡のため控訴棄却

※3：裁判員裁判から除外

### 3 10代の裁判員に対するアンケート結果と若い世代の参加意欲

#### (1) 10代の裁判員も9割が「よい経験」

2023年(令和5年)から18歳と19歳の人々が裁判員に選ばれるようになりました。初めて10代の裁判員も対象となった最高裁判所の「裁判員経験者等に対するアンケート調査結果報告書(令和5年度)」<sup>2</sup>では、10代の裁判員は全体の0.6%で、そのうち69.2%が「非常によい経験」、26.9%が「よい経験」と答え、合わせて96.1%が「よい経験」と回答しました。すべての年代を合わせた全体でも96.5%が「よい経験」と回答していることから、10代の裁判員も同様の傾向であることがわかります。

#### (2) 裁判員裁判に参加するための環境整備

裁判員に選ばれる年齢が18歳以上に引き下げられたため、高校卒業後に進学する専門学校や大学では、年齢からみるとほとんどの在籍生が裁判員に選ばれる可能性があります。しかし、そのための環境整備にはまだ課題があります。読売新聞の調査によれば、裁判員に選ばれた大学生が裁判に参加した際の授業の出欠や試験の取り扱いについて配慮する規則を設けている大学が、九州・山口・沖縄の主要15校のうち約3割に当たる5校にとどまることがわかりました。福岡県内の大学に通う学生が、裁判員裁判に参加した結果、テストを受けられなかったケ

<sup>2</sup> 最高裁判所「裁判員経験者等に対するアンケート調査結果報告書(令和5年度)」  
<https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/2024/r5-a-1.pdf>

ースも確認されています<sup>3</sup>。学生が裁判員として参加しやすくするように教育機関における環境整備が課題になっています。

### (3) 10代から30代の参加意欲は高い傾向

最高裁判所の「裁判員制度の運用に関する意識調査」<sup>4</sup>では、「裁判員裁判に参加したいと思いますか」との質問があり、「参加したい」「参加してもよい」「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」「義務であっても参加したくない」「わからない」の選択肢で回答する項目があります。

全体では、「参加したい」(6.3%)、「参加してもよい」(14.9%)、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」(41.4%)、「義務であっても参加したくない」(31.8%)、「わからない」(5.7%)となっています。

年代別でみると、18・19歳では、「参加したい」(9.8%)、「参加してもよい」(17.1%)、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」(41.5%)、「義務であっても参加したくない」(22.0%)、「わからない」(9.8%)となっており、参加意欲は全体と比べて高いといえます。20～29歳は「参加したい」(6.6%)、「参加してもよい」(24.3%)、30歳～39歳は「参加したい」(10.3%)、「参加してもよい」(18.7%)となっており、20代、30代も全体と比べて参加意欲が高い傾向になっています。これには様々な要因が考えられますが、2009年の裁判員制度開始後に法教育を受けた世代であることも注目すべき点ではないでしょうか。

以上

---

<sup>3</sup> 裁判員参加の大学生の出欠や試験に配慮、規則設けている大学は3割どまり…九州・山口・沖縄 <https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20240506-OYTNT50016/>

<sup>4</sup> 最高裁判所「裁判員制度の運用に関する意識調査 令和6年1月調査」38ページ <https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/2024/1.pdf>